

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 19 日

大阪税関長 日 置 重 人

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
株式会社ニーフテック 和歌山県和歌山市小雑賀3丁目7番7号	株式会社ニーフテック 和歌山県和歌山市小雑賀3丁目7番7号	自 令和 8年 6月 1日 至 令和 14年 5月 31日